

土地や建物をお持ちの方が 亡くなったとき必要な手続きについて

次の3点をご確認ください。

- 固定資産（土地・家屋等）を所有する方が亡くなった場合は、相続人（※1）が納税義務を引き継ぎます。**
- 土地・家屋の名義変更（相続登記）が完了するまでの間、必ず、市役所へ届け出をしてください。**
- 相続登記の手続きは、法務局で行ってください。**

提出が必要な書類

※ 届出書の提出は郵送でも受け付けております。

土地・家屋の名義変更が完了するまでの間、固定資産税（※2）の納税通知書を受け取っていただく方の届け出が必要となります。提出いただく届出書は次の2つです。

- ① 「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」
- ② 「家屋補充課税台帳登録事項変更届出書」（未登記家屋がある場合のみ提出）

詳細は裏面をご覧ください

提出先・問い合わせ先： 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市役所2階 資産税課土地係・家屋係
TEL:0537-21-1137 ※ ご連絡いただければ書類を送付いたします。

各種届出について

掛川市 固定資産
所有者 亡くなったとき



届出書は市ホームページでもダウンロードできます。

「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」

名義変更（相続登記）が完了するまでの間、固定資産税及び都市計画税の納税に関する通知を代表して受け取っていただく方を届け出るものであり、相続を確定するものではありません。

「家屋補充課税台帳登録事項変更届出書」(未登記家屋がある場合のみ提出)

亡くなられた方が未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）を所有されている場合に必要です。なお、未登記家屋を相続登記された場合には、登記上の所有者の方が納税義務者となります。

亡くなった方の資産を確認する方法

資産の内容を確認したい場合は、市役所にて「土地家屋名^{なよせちょう}寄帳」を取得してください。

取得する場所、持ち物は次のとおりです。

ところ：掛川市役所 2階 市税課市税総務係

（4月1日から6月5日までは資産税課土地係・家屋係）

大東支所 1階 市民窓口係

大須賀支所 1階 市民窓口係

持ち物：相続人の方がお越しになる場合（※生前同一世帯であった場合は②は不要）

①お越しになる方の本人確認証（運転免許証など）

②亡くなられた方との関係が分かる書類（戸籍謄本など）

③発行手数料 300円（※4月1日から6月5日までは不要）

相続人の代理の方がお越しになる場合

上記①、②及び③に加えて委任状

相続登記の手続き場所

静岡地方法務局 掛川支局（住所：掛川市亀の甲2-16-2 電話番号：0537-22-5538）

※1 相続人

配偶者は常に相続人になり、加えて第1位順位の「子」、第2位順位の「父母」、第3位順位の「兄弟姉妹」の順で相続人となります。

例えば、第1位順位の子がいる場合、それより順位の低い父母や兄弟姉妹は相続人になりません。

上位順位者に相続放棄等の特殊な事情がある場合はこの限りではありません。

※2 固定資産税

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に対し課税されます。所有者が亡くなり相続登記が完了していない場合は、1月1日時点でその資産を現に所有している者（相続人）に対して課税されます。